

豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市工場見学施設整備支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、市内事業者が実施する工場見学に要する経費に対し予算の範囲内において補助することにより、市内事業者に対する認知度を向上させ、将来の産業人材確保及び市内事業者の流出防止を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 日本標準産業分類の「大分類E－製造業」に該当する製造業、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成17年法律第85号）第2条第1号に規定する流通業務等を営み、製造等の工程を見学可能となる施設を市内に有する者をいう。
- (2) 工場見学 市内事業者が市内の施設において、見学者に対して製造等の工程を公開する事業をいう。

(補助対象者等)

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率（補助限度額を含む。）及び申請期限は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししないものとする。

- (1) 申請しようとする年度において補助金の交付を受けた者
- (2) 補助金の交付を受けた年度の翌年度の初日から起算して3年が経過していない者
- (3) 本市に納付すべき市税（市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び鉾産税をいう。）を滞納している者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営

業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者

(5) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(8) その他市長が適当でないと認めた者

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業は、補助事業としないものとする。

(1) 本市の他の制度に基づく助成金

(2) 国、都道府県等の制度に基づく助成金

4 第1項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税の仕入控除税額に相当する額は、補助対象経費には含めないものとする。

（交付の申請）

第5条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の申請は、豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、補助事業実施前までに市長に提出しなければならない。

(1) 企業概要書（様式第2）

(2) 履歴事項全部証明書の写し

(3) 事業計画書（様式第3）

(4) 収支予算書兼経費内訳書（様式第4）

(5) 見積書の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 規則第5条の規定による補助金の交付の決定は、豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付決定通知書（様式第5）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条の規定による補助金の交付の申請の取下げは、補助金の交付決定

を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。この場合において、補助金の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容変更、中止又は廃止をしようとする場合は、豊橋市工場見学施設整備支援補助金計画変更等承認申請書（様式第6）に計画変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めたときは、豊橋市工場見学施設整備支援補助金変更等承認通知書（様式第7）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は会計年度の末日のいずれか早い期日までに、豊橋市工場見学施設整備支援補助金実績報告書（様式第8）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 補助対象経費の支出を証する書類
- （2） 補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品
- （3） その他市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、豊橋市工場見学施設整備支援補助金確定通知書（様式第9）により通知するものとする。

（財産処分の制限）

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成27年内閣府告示第424号）に定める期間を経過するまで、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の規定に基づく財産処分の承認を受けようとするときは、豊橋市工場見学施設整備支援補助金に係る財産処分申請書（様式第10）に必要な書類

を添付し、市長に対して財産処分の承認の申請をするものとする。

3 補助事業者が前項の規定により市長の承認を得て処分することにより収入があると認めるときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

4 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的にしたがってその効率的な運営を図らなければならない。

(検査等)

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(書類の保存)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

(補助事業の公表)

第15条 市長は、必要があると認められるときは、補助事業者の名称、補助事業の内容等の補助事業に関する情報を公開することができるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象者	補助事業	補助対象経費	補助率及び補助限度額	申請期限
市内事業者	工場見学を実施するために	市内事業者が工場見学の実	補助率：対象経費の2分の	事業着手前

<p>行う施設の整備</p>	<p>施に伴い必要となる、見学者用説明資料（パンフレット、展示パネル等）の製作費並びに説明用の備品及び消耗品（案内用拡声器、トランシーバー等）の購入費</p>	<p>1 以内の額 （1,000円未満切捨て） 補助限度額： 500,000円</p>	
	<p>市内事業者が工場見学の実施に伴い必要となる、見学者の通路確保及び安全対策のための施設（見学者用通路、防護柵、手すり、作業場と通路の境界線、スロープその他市長が必要と認めたもの）の新設、改修及び改装に要する工事費</p>		

様式第 1 (第 5 条関係)

豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。
なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助年度	年度	補助事業	
補助事業の目的及び内容			
交付申請額		円	
添付書類			

様式第2（第5条関係）

企業概要書

事業所名			
事業所所在地	〒 -		
資本金又は 出資金の額	千円	従業員数	人
電話番号		FAX番号	
業種			
事業内容			
備考			

※ パンフレット等がある場合は添付してください。

様式第3（第5条関係）

事業計画書

項 目	説 明
1 補助事業の実施に伴い工場見学を実施する場所	
2 工場見学の概要及び実施計画	
3 補助事業の具体的内容及び契約予定年月日	

様式第 5 (第 6 条関係)

豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付決定通知書

指 令 番 号

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付で申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定した
ので豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長



補 助 年 度	年度
補 助 事 業	
交 付 金 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	

様式第 6（第 8 条関係）

豊橋市工場見学施設整備支援補助金計画変更等承認申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

年 月 日付け豊橋市指令商第 号で交付決定通知のあった豊橋市工場見
学施設整備支援補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、豊橋市工場見学施設
整備支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

補 助 事 業	
計 画 変 更 等 の 内 容	
当 初 計 画	変 更 等 計 画
内容と金額	内容と金額
変更又は中止（廃止）の理由	
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）
添付書類	・ 変更内容がわかるもの

様式第 7 (第 8 条関係)

豊橋市工場見学施設整備支援補助金変更等承認通知書

指 令 番 号

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令商第 号により交付決定した補助金について、
次のとおり変更したので、豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定
に基づき通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

補 助 事 業	
変更前の交付金額	円
変更後の交付金額	円
変更増減額	円
交 付 の 条 件	

様式第8（第9条関係）

豊橋市工場見学施設整備支援補助金実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
補助事業者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	豊橋市指令商第 号
補助年度	年度	補助事業	
補助事業 の実施場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
添 付 書 類			

様式第9（第10条関係）

豊橋市工場見学施設整備支援補助金確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

豊橋市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令商第 号
補 助 年 度	年 度	補 助 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額	円		
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額	円（補助対象）		
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円		
（交付決定通知額）－（交付確定額）	円		

様式第10（第11条関係）

豊橋市工場見学施設整備支援補助金に係る財産処分申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

年度において、豊橋市工場見学施設整備支援補助金により取得した財産処分を行いたいので、豊橋市工場見学施設整備支援補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業実施事業所名
- 2 処分の内容
(取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保、取り壊しの別)
- 3 処分の理由
- 4 取得財産の理由
 - (1) 財産の名称
 - (2) 財産の所在地
 - (3) 補助金額
- 5 添付書類
 - (1) 実績報告書及び補助金額の確定通知書の写し
 - (2) その他参考資料